

議案第40号

指定重要文化財の指定について

次の文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

令和元年8月22日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

種別	名称	数量	所在地地番及び所有者
有形文化財 (建造物)	旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（現横須賀市立万代会館）	1棟	津久井2丁目15番33号 横須賀市

(提案理由)

文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、指定重要文化財として指定するため。

(参照)

文化財保護条例抜粋

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、次に掲げるものをいう。

(1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

(2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。

(3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。

(4) 記念物 貝塚か、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、海浜その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条第1号及び第2号の文化財を指定重要文化財として、同条第3号の文化財を指定重要民俗文化財として、同条第4号の文化財を指定史跡、指定名勝又は指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）として指定することができる。

2 前項の指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

◎議案第40号 「指定重要文化財の指定について」の説明資料

《資料目次》

1. 指定重要文化財等の指定について（答申） 4頁
令和元年7月5日付 文化財専門審議会からの答申書の写
2. 令和元年度新指定重要文化財指定理由書 5頁
3. 令和元年度（2019年度）指定重要文化財答申資料 7頁～13頁



令和元年（2019年）7月5日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聡 様

文化財専門審議会
委員長

平田大二

指定重要文化財等の指定について（答申）

平成30年12月19日付 横教生第158号にて横須賀市教育委員会から諮問のあった文化財のうち1件について、指定重要文化財として指定すべき文化財であることを別紙指定理由書を添えて答申いたします。

「旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（現横須賀市立万代会館）」

指定理由書

1. 種 別 有形文化財（建造物）
2. 名 称 きゅうまんだいじゅんしろう とみふさいべつてい げんよこすかしりつまんだいかいがん
旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（現横須賀市立万代会館）
3. 竣 工 年 昭和3年（1928年）頃 （登記簿より）
4. 構 造 木造平家建
玄関棟：鉄板瓦棒葺
書院棟・居間棟・サンルーム棟・増築棟：茅葺
5. 所 有 者 住 所 横須賀市小川町11番地
氏名等 横須賀市
6. 所 在 地 横須賀市津久井2丁目15番33号（地番）
7. 数 量 1棟
8. 指定理由

財界人・万代順四郎（1883-1959）が、昭和12年（1937）に東京の薬問屋松村精から取得した別邸。昭和22年（1947）年以後は万代順四郎が自邸として利用し、順四郎没後の昭和34年（1959）にトミ夫人へ継承された後、昭和53年（1978）に建物と敷地が横須賀市へ寄贈され、昭和54年（1979）から「横須賀市立万代会館」として市民に無料公開され今日に至る。

敷地は、津久井浜海岸に近い丘陵に位置する1237坪の敷地で、好天時は房総半島も遠望できる。屋敷入口は西北に設け、敷地の北寄り中央に玄関および4棟の茅葺建物を配し、その南側に芝生庭が広がる。

別邸の建築年代は、玄関棟・書院棟・居間棟・サンルーム棟が昭和3年（1928）8月竣工（登記簿による）、増築棟は、万代順四郎が敷地取得後、昭和12年～16年（1937～1941）頃に建設されたと考えられる。

横須賀の初期別荘建築のうち木造としては唯一完形を伝える遺構であり、建築当初の茅葺建築群構成をよくとどめる点も特筆される。

東京近郊における明治以降の別荘建築の発展過程を知る上で高い学術的な価値を有しており、横須賀市に寄贈された経緯を含め、近代横須賀の歴史や建築文化を考える上で極めて貴重な遺構である。

令和元年度（2019年度）

指定重要文化財答申資料

有形文化財（建造物） 旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（現横須賀市立万代会館）

令和元年（2019年）7月5日

横須賀市教育委員会

例 言

- 1 本報告は、教育委員会教育長から平成 30 年 12 月 19 日付けで諮問のあった「平成 30 年度の指定重要文化財等の新指定」についての答申のための指定候補文化財の詳細調査報告である。

目 次

- 1 有形文化財（建造物）
旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（現横須賀市立万代会館）…………… 9
調査者 文化財専門審議会 水沼 淑子

有形文化財（建造物）

旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（現横須賀市立万代会館）

水沼 淑子

（市文化財専門審議会委員）

竣工年 昭和3(1928)年頃(登記簿より)

設計 不明 施工 不明

構造 木造平家建

玄関棟：鉄板瓦棒葺

書院棟・居間棟・サンルーム棟・増築棟：茅葺

規模 延床面積 216.27 m²

所在地 横須賀市津久井2丁目15番33号

所有者 横須賀市

数量 1棟

横須賀市津久井2丁目15番33号に所在する旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（現横須賀市立万代会館）は、1937（昭和12）年に、帝国銀行頭取やソニー会長などを務めた財界人・万代順四郎（1883-1959）が、東京の薬問屋松村精から取得した別邸である。松村は、1922年（大正11）年に土地を取得し、その後「六本木の写真館所有の久爾宮家離れを移築」、さらに2棟を増築と伝えられるものの、この由緒については現時点では不詳である。万代順四郎は1947（昭和22）年以後は自邸として利用し、順四郎没後の1959（昭和34）年にトミ夫人へ継承された後、1978（昭和53）年に建物と敷地が横須賀市へ寄贈され、1979（昭和54）年から「横須賀市立万代会館」として市民に無料公開され今日に至る。

敷地は、津久井浜海岸に近い丘陵に位置する1237坪の敷地で、好天時は房総半島も遠望できる。屋敷入口は西北に設け、敷地の北寄り中央に玄関および4棟の茅葺建物を配し、その南側に芝生庭が広がる。芝生庭の周縁は松林が囲い敷地東側は竹藪を設ける。

別邸の各建物は本来の名称が不明のため、便宜上、玄関棟・書院棟・居間棟・サンルーム棟・増築棟と仮称する。別邸の建築年代は、玄関棟・書院棟・居間棟・サンルーム棟が1928（昭和3）年8月竣工（登記簿による）、増築棟は、万代順四郎が敷地取得後1937～1941（昭和12～16）年頃に建設されたと考えられる。

玄関棟は、桁行3.58m・梁行2.68mの正面入母屋造妻人・背面寄棟造・瓦棒鉄板葺屋根の北面する建物で、北半をコンクリート土間、南半を3畳間とする。

書院棟は、玄関棟の東南に位置し、桁行5.50m・梁行4.61mの寄棟造・茅葺を主体に、南面と西面に巾1.03mの鉄板葺下屋庇を設け縁とする。平書院をもつ6畳間と床の間をもつ8畳間からなり、2室とも内法に長押を廻らし、天井は猿頬面取りの棹縁天井、2室境は楕形の欄間を設ける。また、西面・南面の下屋庇は天井を小舞付の化粧屋根裏天井とし、部屋境は障子欄間を設け

る。このように書院棟は、書院造を基本としながら数寄屋的要素も認められる上質な接客空間である。

居間棟は、東西 6.39m・南北 6.26mの西南隅を欠き取った寄棟造・茅葺建物で、書院棟東北隅に連絡する。6 畳の畳間と 6 畳の洋間を南北に配し、その西側に旧台所・風呂・便所等を設ける。現在は主に管理用倉庫として使用され、横須賀市取得後に内装改造などを行ったが、基本的に別邸時代における日常生活の場としての形跡をとどめている。

サンルーム棟は、書院棟東南に接続する寄棟造茅葺建物で、東・南・北の 3 面に鉄板葺の庇屋根を設ける。桁行 7.15m・梁行 4.47m の居室部北面に幅 1.03 m の縁を設け、縁の西端が書院棟の東南隅に食い込む形で接続する。居室部は東側に 10 畳間、西側に 6 畳大のサンルームを設ける。10 畳間は東面に押入と琵琶棚付の床の間、南面に肘掛窓を設け、内法に長押を廻らせ、サンルーム境は障子欄間とする。西側のサンルームは南面西面両面を掃き出しの硝子戸で開放し、杉皮と細い黒木を用いた緩い化粧屋根裏を見せ長押は用いず、板床とする。この建物は、主人の書斎として使用されたと考えられ、数寄屋意匠の優れた座敷とサンルームからなる昭和初期の別荘建築ならではの特徴ある空間となっている。

増築棟は、サンルーム棟から 2.73m ほど東に建つ寄棟造茅葺建物で、南・北 2 面と東面北端に鉄板葺の下屋庇を廻らせる。また、サンルーム棟との取合部に鉄板葺屋根の納戸を設ける。茅葺建物部は桁行 5.76m・梁行 3.64m の南側に 8 畳間を設け、その北側を 0.91m 幅の廊下と床の間とする。正面掃き出し・両側面窓という開放的な空間とし庭園に臨み、実兄の病氣療養のために増築したという万代順四郎の配慮がうかがわれる。

三浦半島は明治以降皇族・財界人・知識人らの避暑避寒・余暇を過ごす場所として好まれてきた。こうした中、横須賀など三浦半島東海岸は、昭和期の湘南電鉄による三浦半島遊覧計画を端緒に別荘地として発展しはじめた。横須賀市内の初期別荘建築は、皇族別荘である旧竹田宮邸（1935（昭和 10）年・鉄筋コンクリート造）、旧小林正直邸（元横須賀市保養所荒崎寮）（1927（昭和 2）年・木造瓦葺、現存せず）などが知られるが、旧万代順四郎・トミ夫妻別邸は横須賀の初期別荘建築のうち木造としては唯一完形を伝える遺構であり、横須賀の別荘地としての発展を考える上で重要な遺構である。

また、湘南など東京近郊の別荘地において、明治以降建設された別荘建築には茅葺の田舎家風建築が多かったことが知られる。近隣における茅葺建物群による別荘建築として、1898（明治 31）年創建の旧伊藤博文金沢別邸（横浜市指定有形文化財建造物）が知られるが、旧万代順四郎・トミ夫妻別邸は、建築年代において旧伊藤博文金沢別荘に約 30 年およばないが、建築当初の茅葺建築群構成をよくとどめる点において貴重であり、東京近郊における明治以降の別荘建築の発展過程を知る上で高い学術的な価値を有している。

旧所有者の万代順四郎氏は著名な財界人であり教育者でもあった。夫人逝去後、貴重な遺産を末永く継承することを希望し横須賀市に保全経費とともに寄贈した。こうした事例は、今後の歴史的建造物継承の先駆例となりうる希有な事例であり、広く周知されることが望まれる。

以上のように、旧万代順四郎・トミ夫妻別邸は、津久井浜に向かって緩やかに傾斜する芝生庭園に臨んで書院棟・サンルーム棟・増築棟が雁行し、これらの後方に居間棟と玄関棟が連なる景

観を有し、茅葺田舎屋風の素朴さの中に気品をあわせ待った数寄屋風別荘の趣をよく伝えており、横須賀市に寄贈された経緯を含め、近代横須賀の歴史や建築文化を考える上で極めて貴重な遺構であり、文化財に指定し末永く保護保全を図るべきものである。

これは、その頃の日本の歴史を、詳しく記述したものである。その中で、日本の歴史を、詳しく記述した。その中で、日本の歴史を、詳しく記述した。その中で、日本の歴史を、詳しく記述した。



